

工事請負契約における契約保証に関する事務取扱要領

平成12年12月27日
綾部市告示第111号

(趣旨)

第1条 この要領は、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第175条第2項の規定に基づき、工事請負契約における契約保証に関する事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(契約保証方法の確認)

第2条 工事を担当する課（以下「主管課」という。）は、入札後、工事を落札した業者（以下「落札者」という。）に契約保証方法の確認をするものとする。

(保証金及び保証書等の提出)

第3条 前条の規定により契約保証方法の確認をしたときは、次の各号に掲げる契約保証の種類に応じ、当該各号に定める方法で保証金及び保証書等の提出に関する事務を行うものとする。

(1) 現金による契約保証

ア 主管課は、契約書類、市指定の納入通知書兼領収書及び保管金提出書（様式第1号）を落札者に送付するものとする。

イ 落札者は、アに掲げる書類に必要事項を記入し、主管課に提出するとともに、契約保証金の納入領収書を掲示しなければならない。

ウ 主管課は、提出書類の内容、納入状況を確認し、保管金提出書を会計課へ送致するものとする。

(2) 有価証券による契約保証

ア 主管課は、契約書類及び保管有価証券提出書（様式第2号）を落札者に送付するものとする。

イ 落札者は、アに掲げる書類に必要事項を記入し、有価証券とともに主管課に提出しなければならない。

ウ 主管課は、提出書類の内容を確認し、有価証券及び保管有価証券提出書を会計課へ提出するものとする。

エ 会計課は、保管有価証券受領書（様式第3号）を交付するとともに、有価証券及び保管有価証券提出書を保管するものとする。

(3) 金融機関等による契約保証

ア 主管課は、契約書類及び保管保証書提出書（様式第4号）を落札者に送付するものとする。

イ 落札者は、アに掲げる書類に必要事項を記入し、金融機関等の保証書とともに主管課へ提出しなければならない。

ウ 主管課は、提出書類の内容を確認し、保管保証書受領書（様式第5号）を交付するものとする。

エ 主管課は、保証書及び保管保証書提出書を保管するものとする。

(4) 公共事業の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）による契約保証

ア 主管課は、契約書類を落札者に送付するものとする。

イ 落札者は、契約書類に必要事項を記入し、保証事業会社の契約保証証書とともに主管課へ提出しなければならない。

ウ 主管課は、提出書類の内容を確認し、契約保証証書を保管するものとする。

(5) 保険事業法（平成7年法律第105号）第2条に規定する損害保険会社（以下「損害保険会社」という。）による契約保証

ア 主管課は、契約書類を落札者に送付するものとする。

イ 落札者は、契約書類に必要事項を記入し、損害保険会社の保証証書又は保証保険証券とともに主管課へ提出しなければならない。

ウ 主管課は、提出書類の内容を確認し、保証証券又は保証保険証券を保管するものとする。

（保証金及び保証書等の返還）

第4条 前条に規定する保証金等を保管している工事が完成したとき（完成検査を実施し、引渡書が提出されたとき。）は、次の各号に掲げる契約保証の種類に応じ、当該各号に定める方法で保証金及び保証書等の返還に関する事務を行うものとする。

(1) 現金による契約保証

ア 落札者は、工事が完成したときは、工事代金請求書とともに保管金返還請求書（様式第6号）を主管課に提出しなければならない。

イ 主管課は、提出書類の内容を確認し、工事代金の支払いに必要な書類と併せて保管金返還請求書を会計課へ送致するものとする。

ウ 会計課は、イに掲げる書類を審査し、工事の完成を確認後速やかに保証金を返還しなければならない。

(2) 有価証券による契約保証

ア 落札者は、工事が完成したときは、工事代金請求書とともに保管有価証券返還請求書（様式第7号）を主管課に提出しなければならない。

イ 主管課は、提出書類の内容を確認し、工事代金の支払いに必要な書類と併せて保管有価証券返還請求書を会計課へ送致するものとする。

ウ 会計課は、イに掲げる書類を審査し、工事の完成を確認後主管課へ保管有価証券を送致し、主管課は速やかに保管有価証券を返還しなければならない。

エ 保管有価証券の返還を受けた落札者は、保管有価証券受領書（様式第8号）を主管課に提出しなければならない。

(3) 金融機関等による契約保証

ア 落札者は、工事が完成したときは、工事代金請求書とともに保証書返還請求書（様式第9号）を主管課に提出しなければならない。

イ 主管課は、提出書類の内容を審査し、工事の完成を確認後速やかに保証書を返還しなければならない。

ウ 保証書の返還を受けた落札者は、保管保証書領収書（様式第10号）を主管課に提出しなければならない。

(4) 保証事業会社による契約保証

ア 落札者は、工事が完成したときは、工事代金請求書を主管課に提出するものとする。

イ 主管課は、提出書類の内容を審査し、工事の完成を確認後、工事代金の支払いに必要な書類と併せて契約保証証書を会計課へ送致するものとする。

(5) 損害保険会社による契約保証

ア 落札者は、工事が完成したときは、工事代金請求書を主管課に提出するものとする。

イ 主管課は、提出書類の内容を審査し、工事の完成を確認後、工事代金の支払いに必要な書類と併せて保証証券又は保証保険証券を会計課へ送致するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成13年1月1日から施行する。